わ　た　し　た　ち　と

区　議　会　の　し　く　み

●区議会と区長

区議会は区民の生活に関わる重要なことを決めることから「議決機関」といいます。一方、区長は、区議会の決定に基づいて、実際に仕事を行うことから「執行機関」といいます。

区議会と区長は、区政を進めていく「車の両輪」です。お互いに責任と権限のある立場から、協力しあって区民福祉の向上に努めています。

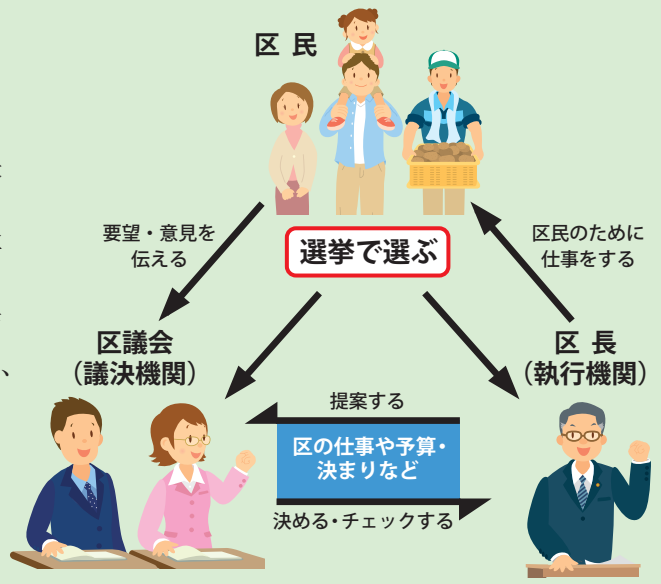

●区議会議員

議員の定数は、区の条例により40人としています。議員は区民の直接選挙で選ばれ、任期は４年です。今回当選した議員の任期は、平成31年４月30日までとなります。

●会派

同じ意見や考え方を持った議員が集まってグループをつくります。これを会派と呼びます。

現在６つの会派があるほか、会派に属さない無所属の議員は２人います。

区議会の会議

●定例会と臨時会

区議会の会議には、年4回（2月・6月・9月・11月）定期的に開催される「定例会」と、必要に応じて開催される「臨時会」があります。

基本的に、定例会の会期中に本会議や委員会を開きます。

●本会議

全議員が議場において一堂に会する会議を本会議といい、区の重要な事柄についての最終決定は、すべてこの本会議で行います。このほか、本会議では、区の事務全般に関し区長等に説明を求めたり、区の方針等に関する一般質問が行われます。

●委員会

全ての議題を議員全員で審議することは事実上困難なため、審議する対象分野をいくつかの部門に分け、専門的に審査・調査するための委員会を設置しています。定例会の会期以外でも委員会を開いて、区の仕事について調査などを行います。

常任委員会

常設されている委員会をいいます。議員はいずれか1つの常任委員会に所属しています。現在５つの常任委員会が設置されています。

議会運営委員会

議会を円滑に運営するため、本会議における議事の運営や、議会に係る条例や規則の取り扱いを協議します。

特別委員会

必要に応じて特定事件を審査するため、本会議の議決により設置されます。平成27年第１回臨時会で２つの特別委員会が設置されました。

その他に、予算・決算を審査するための特別委員会が設置されます。

区　議　会　の　傍　聴

本会議、常任・議会運営・特別委員会はどなたでも傍聴することができます。

傍聴を希望する方は、区議会事務局（区役所総合庁舎議会棟４階）で傍聴券の交付を受けてください。傍聴券は、本会議、各委員会が始まる1時間前から交付します。定員は、本会議場は77人（車椅子用４席含む）、第１委員会室は65人、第２～第５委員会室は各10人までとなっています。

議会日程等につきましては、区議会だよりや品川区議会ホームページ、広報しながわでお知らせしています。

議会の日程は変更する場合もありますので、傍聴を希望する場合は、あらかじめ区議会事務局までお問い合わせください。（議事係　☎03-5742-6809）
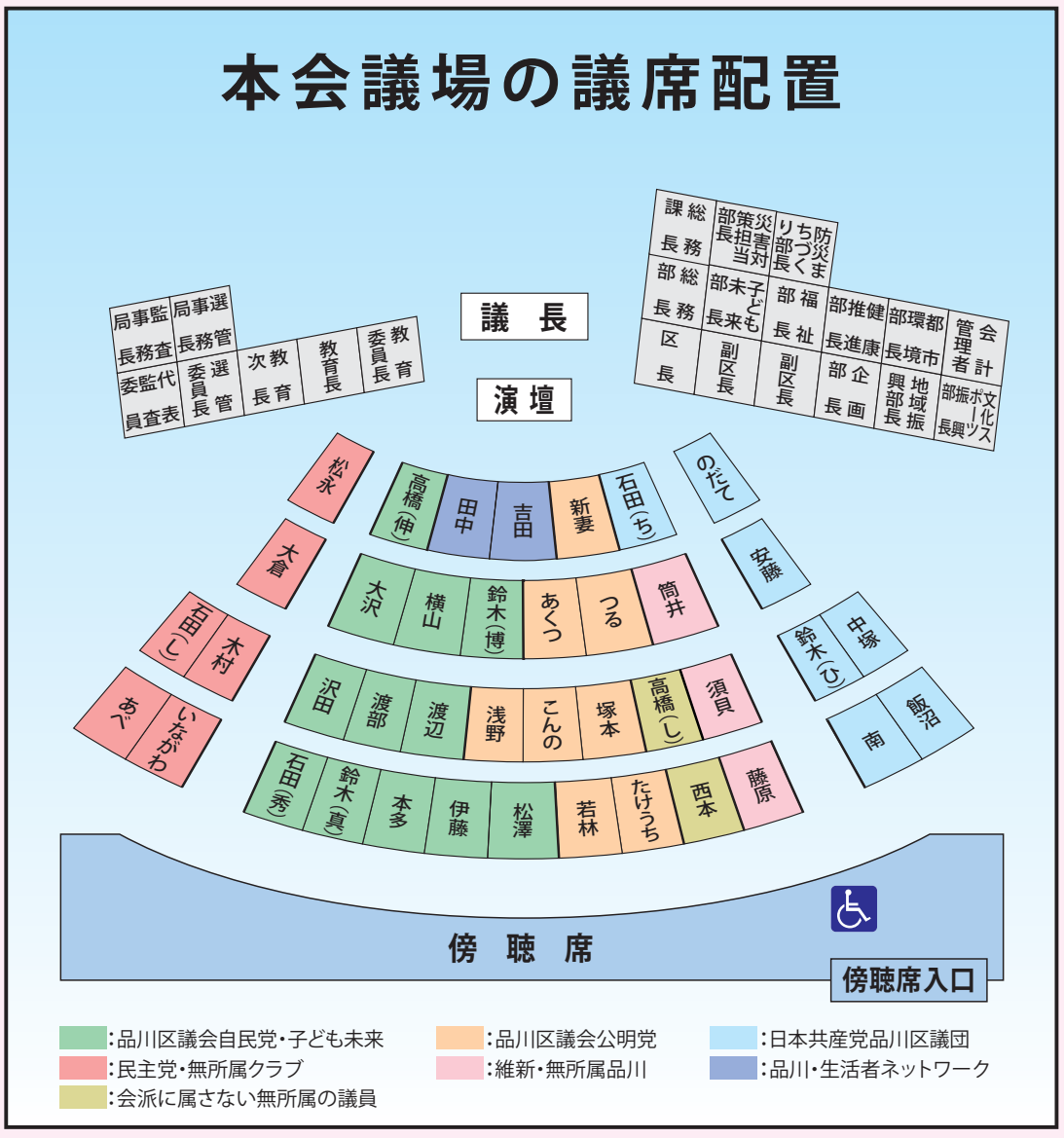
本会議場の議席配置